

三沢市教育大綱

(改定版)



平成28年 3月策定
平成30年 3月改定
令和 4年10月改定

三沢の子どもたちの未来をみんなで創るために

人口減少・少子高齢化に伴う人口構造の変化は、税収の減及び社会保障費の急増など、全国の自治体が直面する大きな課題となっております。

この状況は、本市においても例外ではなく、それらに伴う影響を常に意識し、新たな視点、柔軟な発想、変化への対応力を持ったまちづくりが求められます。

本市では、市の最上位計画として、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間を計画期間とする「第二次三沢市総合振興計画」～未来へつなぐ 心安らぐ 国際文化都市～を策定し、人口減少下においても、誰もが「幸せ」で「住み続けたい」と思える「心安らぐ社会」の実現に向けた取組みを進めております。

こうした中、多様な文化を尊重し、心豊かで国際性に富んだ高い志をもった人材育成への教育が果たす役割は大きく、次代を築く大切な「子ども」たちが豊かな人生を送れるよう、質の高い教育の提供をはじめ、社会発展に寄与できる「人づくり」が期待されております。

このたび、本市では、同法第1条の4第1項の規定に基づく、市長と教育委員会で構成する三沢市総合教育会議において、三沢市の教育について、協議と調整により、教育の目標である「三沢市教育大綱」を引き継ぐことといたしました。

本大綱は、希望あふれる子どもたちに向けた本市教育の羅針盤です。今後におきましても、本大綱に基づき、教育施策を推進してまいります。

令和4年10月

三沢市長 小檜山 吉紀

目 次

1	教育大綱策定の背景と趣旨	1
2	位置付け	2
3	教育大綱の期間	3
4	教育大綱に基づく施策の実施	3
5	教育大綱	4

1 教育大綱策定の背景と趣旨

平成27年4月1日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

このたび、本市では、同法第1条の4第1項の規定に基づく、市長と教育委員会で構成する三沢市総合教育会議において、三沢市の教育について、協議と調整により、教育の目標である「三沢市教育大綱」を策定しました。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

【教育基本法】（抜粋）

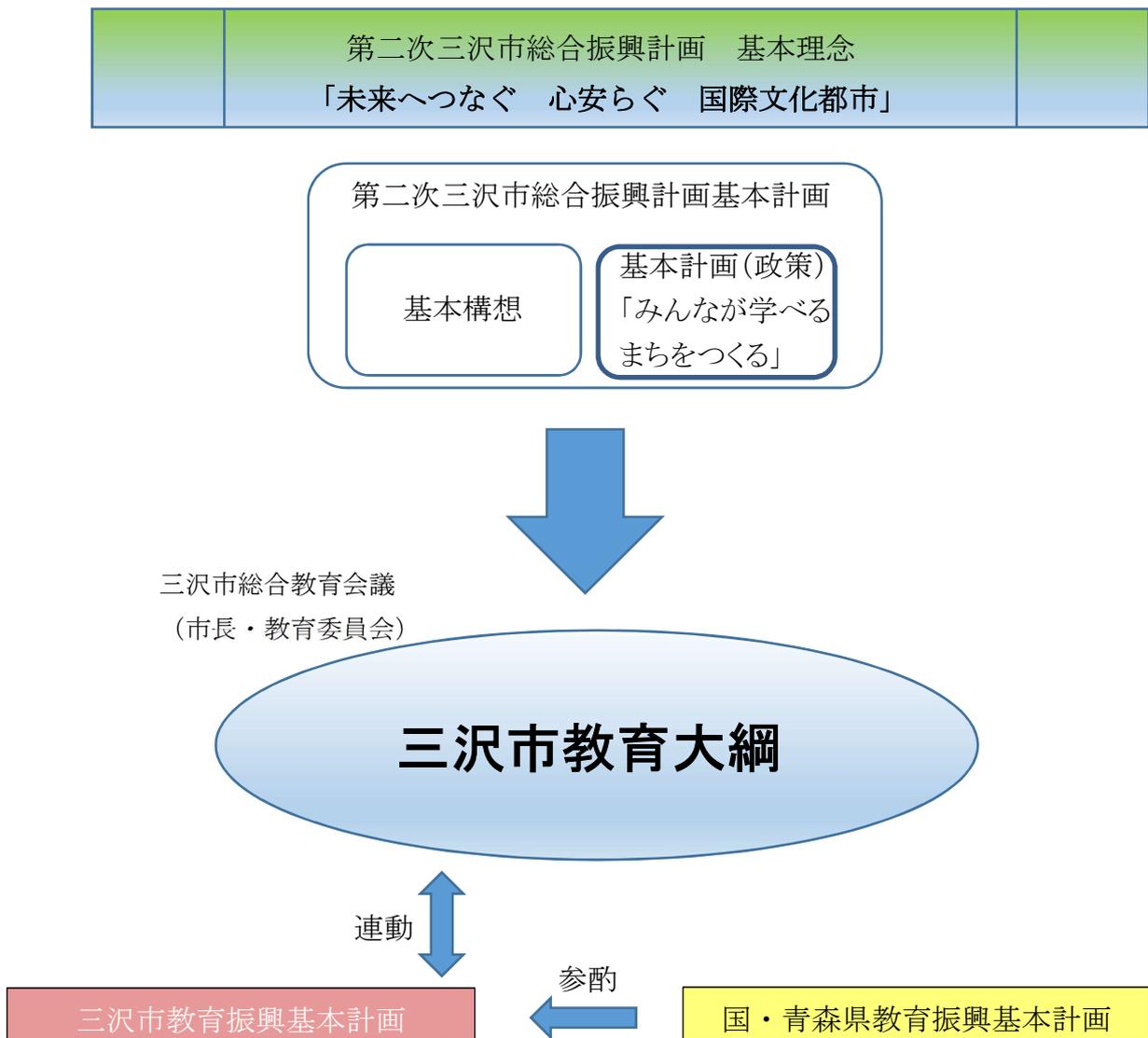
（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 位置付け

教育大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、第2次三沢市総合振興計画の基本理念である「未来へつなぐ 心安らぐ 国際文化都市」の実現に向け、教育の目標である大綱を示し、三沢市教育委員会が別に策定した「三沢市教育振興基本計画」と連動するものであります。

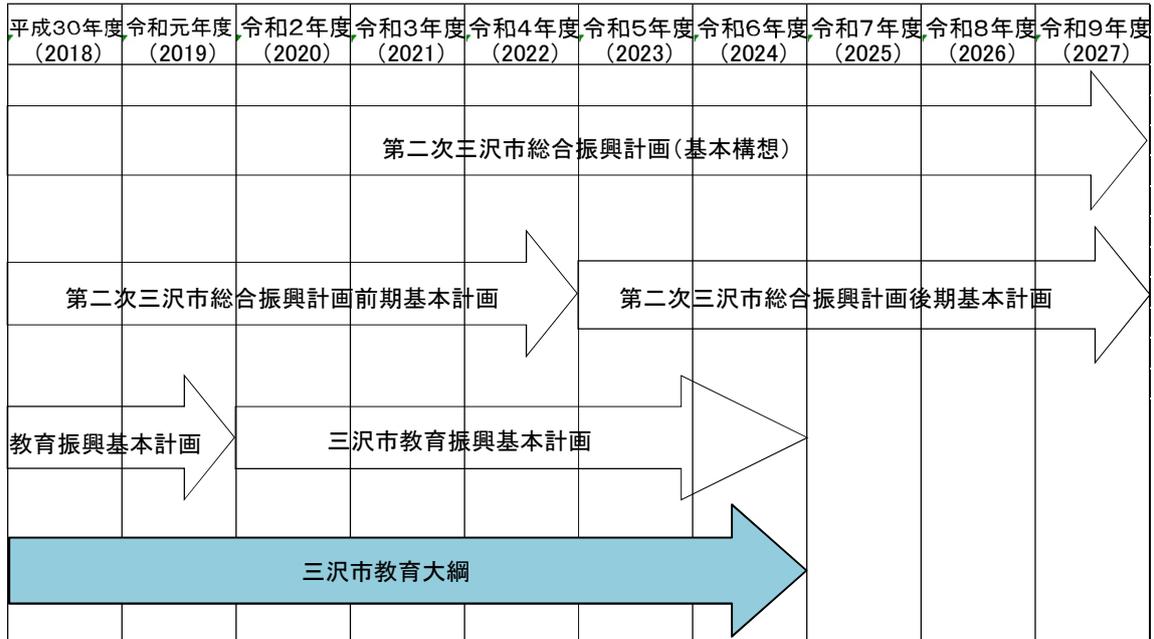
(教育大綱の位置づけ)



3 教育大綱の期間

教育大綱の期間は、三沢市教育振興基本計画と連動して令和6年度までの期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、状況に応じて適宜見直していくものとします。



4 教育大綱に基づく施策の実施

本市は、三沢市総合振興計画に掲げる基本理念「未来へつなぐ 心安らぐ 国際文化都市」の実現に向け、基本計画内の教育分野（政策）である「みんなが学べるまちをつくる」及び三沢市教育大綱に基づき、具体的な事業を実施します。

また、その実施に当たっては、三沢市教育委員会が定める「三沢市教育振興基本計画」と連動させ、三沢市の現状と課題を明確にした上で、「家庭、学校、地域、行政の力」を結集して効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。

教育大綱は、将来、児童・生徒が創造性や個性を生かしつつ、社会の中で自立して豊かな人生を送れるよう、次の3つの育成方針を以って三沢市教育大綱とします。

三沢市教育大綱

1、「確かな学力」の育成

基礎的な知識や技術の習得と、それを生かして自ら考え、様々な問題に主体的に対応し、解決する力など「確かな学力」を育てます。

2、「豊かな心」の育成

自分を大事にし、人を思いやる心や感動する心など「豊かな心」を育てます。

3、「健康で活力のある体」の育成

たくましく生きるため、「健康で活力のある体」を育てます。



三沢市総務部総務課

〒033-8666 三沢市桜町 1-1-38

電話 0176-53-5111 FAX0176-52-5655

URL <http://www.city.misawa.lg.jp>